

【届出方法】

- ・ 「障害サービス事業所あておしらせ」、リーフレット「新たな営業許可・届出制度がスタート！」のフローチャートを参考に、営業許可又は営業届出の対象となるか確認してください。
- ・ 営業届出は、厚生労働省の「食品衛生申請等システム」(インターネット)又は、区の保健センターへの書面提出により行うことができます。
- ・ ご不明な点がありましたら、施設のある区の保健センター
システムへの入力方法等
(名古屋市公式ウェブサイト)にご相談ください。



《問い合わせ先》

保健センター	電話番号	保健センター	電話番号
千種保健センター	7 5 3 - 1 9 7 1	熱田保健センター	6 8 3 - 9 6 7 8
東保健センター	9 3 4 - 1 2 1 2	中川保健センター	3 6 3 - 4 4 5 7
北保健センター	9 1 7 - 6 5 4 7	港保健センター	6 5 1 - 6 4 8 6
西保健センター	5 2 3 - 4 6 1 2	南保健センター	6 1 4 - 2 8 6 5
中村保健センター	4 8 1 - 2 2 7 8	守山保健センター	7 9 6 - 4 6 1 7
中保健センター	2 6 5 - 2 2 5 7	緑保健センター	8 9 1 - 3 6 3 2
昭和保健センター	7 3 5 - 3 9 5 9	名東保健センター	7 7 8 - 3 1 0 7
瑞穂保健センター	8 3 7 - 3 2 5 3	天白保健センター	8 0 7 - 3 9 0 7

受付時間：平日 8 時 45 分～17 時 15 分受付（12 時～13 時を除く）